

ユネスコへの定期報告について

1 要 旨

- ・登録済みの世界遺産については、地域ごとに6年に一度ユネスコに保全状況等の定期報告（アンケート方式）をすることとなっており、富士山を含む国内の資産について、日本国政府が2021年7月に提出予定（富士山としては初めての提出）。
- ・定期報告は、文化庁が作成するセクションⅠと自治体等が作成するセクションⅡからなる。
- ・富士山世界文化遺産協議会事務局（山梨・静岡県の世界遺産担当課）は、2020年11月末までにセクションⅡの入力作業を一通り終え、現在は、文化庁との調整、確認を行っているところ。

2 定期報告（セクションⅡ）の概要

- ・登録内容（登録範囲（位置情報）、顕著な普遍的価値の言明等）の確認のほか、優れた取組の事例、保全・来訪者管理・モニタリング状況等の確認、資産に与える要因等を確認する質問に「あり」、「なし」、「よくできている」、「できていない」、などの選択肢から回答し、補足的に文章で説明するもの。

3 回答の概要

（管理体制等）

- ・組織、計画、人材、資金等の面において適正であり懸念がないこと。

（優れた取組の事例）

- ・これまで適用されてきた法令の枠組みに加え、保存・活用の施策をさらに発展させていくために、2019年から遺産影響評価のためのマニュアル作成に着手し、2021年4月から運用開始した（予定）こと。

（保全・来訪者管理・モニタリング状況）

- ・包括的保存管理計画に定める保存管理体制によって適正に実施されていること。
- ・うち来訪者管理については、「望ましい富士登山の在り方」を実現するため、指標のひとつに著しい混雑が発生する1日あたりの登山者数を超えた日数を定め、目標値を超えないように登山者の分散化に努めていること。

（資産に与える要因）

- ・須走口五合目のインフォメーションセンター建設では、情報提供の強化という正の要因があること。
- ・潜在的影響要因として、地上交通施設（山梨県の富士山登山鉄道構想）があること。